

令和 8 年度道路維持修繕国県道単独事業  
天竜区横断暗渠調査点検業務  
特記仕様書（案）

（適用）

第 1 条 この特記仕様書は、浜松市（以下「委託者」という。）が実施する「令和 8 年度道路維持修繕国県道単独事業天竜区横断暗渠調査点検業務」（以下「本業務」という。）に関する特記事項を示すものである。

（業務目的）

第 2 条 本業務は、道路横断暗渠の損傷による道路陥没等を未然に防止するため、国道及び県道に埋設されている道路横断暗渠の現地調査及び点検調査を行い、構造物の変状を把握し、健全度を診断及び評価することを目的とする。

（業務対象）

第 3 条 本業務の点検調査は、道路横断暗渠を対象とする。（位置図及び一覧表参照）

（業務内容）

第 4 条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。（業務内容フロー図参照）

1 資料収集

業務計画書、現地調査、点検調査に必要な道路台帳図等の資料収集をすること。

2 現地調査

点検調査に先立ち現地調査を行い、道路状況、周辺状況、道路横断管渠状況を把握し、現場の概況を記録（写真撮影含む）する。また、現地調査の結果を踏まえ、点検調査方法、調査機械・機材を把握する。当初、想定した調査機械・機材で調査が不可能であると判断した場合は、監督員と協議し、調査機械・機材を変更すること。

3 点検調査計画準備

現地調査結果を基に、点検調査の実施計画書及びその他必要な書類の作成を行うこと。

4 道路横断暗渠点検調査・清掃

- ・道路横断暗渠をテレビカメラ（直視側視式 小口径管、直視側視式 大口径管）または潜行目視による点検調査を行うこと。
- ・点検調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を清掃し、点検調査の精度を高めること。
- ・構造物の不同沈下（構造物の沈下・蛇行）、ひびわれ（軸方向、円周方向）、変形・欠損、摩耗・すりへり、目地・継手部の異常、接続管の突出し、流下阻害（土砂の堆積、モルタルの付着、樹木根侵入）、うき、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰、鋼材定着部の異

常、基礎部の洗掘、周辺地盤の異常、腐食等を確認すること。

- ・ひびわれ（軸方向、円周方向）、目地・継手部の異常、接続管の突出し、欠損を確認した場合、幅・長さを測定すること。
- ・道路横断暗渠に上記の損傷、変形あるいは異常等が確認された時は、テレビカメラの場合は一時停止して側視し、損傷状況等がわかるように写真撮影すること。
- ・応急工事が必要と判断される損傷を確認した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- ・調査結果は、全区間撮影（カラー）し、電子媒体に収録すること。

## 5 健全性の診断及び概略修繕工法検討

第8条「関係法令及び基準図書等」を参考に、総合的な診断及び評価を行うこと。また、修繕が必要な場合は、概略の修繕工法を検討すること。

## 6 報告書等作成

### (1) 点検調査記録様式の作成

- ・点検調査及び健全性の診断を基に、下記表の点検調査記録様式に記録するものとする。  
なお、点検調査記録様式については委託者から提供するものとする。

表-点検調査記録様式の一覧

項目	様式番号	様式名	内容
現地調査	様式 1	横断暗渠現地調査集計表	現地調査結果集計
点検調査	様式 2	横断暗渠点検総括表	点検結果総括
	様式 3	横断暗渠点検集計表	点検結果集計
	様式 4	横断暗渠点検記録表	点検箇所の諸元や点検所見等
	様式 5	緊急度の判定結果表	点検項目における評価
	様式 6	優先度評価・概略対策工法表	点検項目における評価

- ・点検調査で作成する損傷図は、修繕数量が把握できる内容とする。また、必要に応じて管理者が保有する台帳等の記載事項を修正する。

### (2) 報告書の作成

- ・点検調査の成果として、作成した資料や調書等のとりまとめを行うこと。

## 7 打合せ協議

打合せは、主要な区切りで行う。着手時、中間時（2回）、業務完了時の計4回を予定する。なお、打合せ回数は、検討状況を踏まえて適宜変更する。

(業務責任者)

第5条 受注者は、本業務実施にあたり、以下のいずれかの資格を有する者を業務責任者と定め発注者へ通知すること。

- 1 技術士（総合技術管理部門）
- 2 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- 3 技術士（下水道部門：下水道）
- 4 R C C M（鋼構造及びコンクリート）
- 5 R C C M（下水道）

(成果品)

第6条 成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書 1部
- (2) 電子データ 1部

(貸与資料)

第7条 本業務における貸与資料は、以下のとおりとする。

- ・道路台帳図、河川一般平面図及び調書
- ・令和7年度 道路維持修繕国県道単独事業天竜区横断暗渠調査点検業務委託  
令和8年3月 ㈱フジヤマ

(関係法令及び基準図書等)

第8条 本特記仕様書に定めない事項については、浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書及び次の関係法令等に基づき実施する。

- ・下水道維持管理指針 マネジメント編 - 2014 -
- ・下水道維持管理指針 実務編 - 2014 -
- ・下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）
- ・コンクリート標準示方書 維持管理編
- ・農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」参考資料編
- ・シェッド、大型カルバート等定期点検要領
- ・堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領
- ・橋梁定期点検要領
- ・道路橋定期点検要領
- ・下水道法、下水道法施工令、下水道法施工規則
- ・その他、関連するガイドライン及び計画等

(安全管理)

第9条 受注者は、点検調査時において、以下の安全管理に関する項目について厳守しなければならない。

- ・点検調査に際しては、作業員および不特定第三者の安全を確保する。
- ・安全計画を作成し、作業員へ危険性の認識を共有し、安全管理教育を行い、安全管理を徹底する。
- ・横断暗渠が堆積土で閉塞していて流水がある場合は安易に清掃・除去作業を行わず、安全な作業方法が無い場合は発注者と協議する。
- ・点検調査日は、事前に降雨状況を確認し、水量増加等に配慮し安全確保に努める。
- ・点検調査に際しては、事前に管理孔から内部の酸素濃度を測定し測定結果を記録する。
- ・エンジン動力の機器を持ち込まない事とする。やむを得ず持ち込む場合は、監督員の許可を得たうえで十分な換気を行いながら作業を行う事とする。
- ・道路規制が必要な場合は、発注者と協議のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置しなければならない。

(その他)

第10条 本業務に定めない事項及び業務実施中に疑義が生じた場合は、すみやかに委託者と受注者とその都度協議を行い、作業が円滑に進むよう努めるものとする。

また、点検業務を実施するにあたり、仮設等が必要となる場合は、別途監督員と協議して定めるものとする。